

ウクライナ問題への輸出規制に抜け穴か？

昨日施行されたロシア等への輸出（等）の禁止措置について、公布条文を研究したところ、**下記2地域が含まれていないように感じました。**

- i クリミア半島（貨物及び役務取引の禁止措置）
- ii ウクライナ東部2州の「人民共和国」（役務取引の禁止措置）

もちろん誤解の可能性はあります。ついては以下、私の条文読解を記し、みなさんの御意見を伺いたいと存じます。お気づきの点がありましたら mail@1st-xcont.com までお声を寄せて下さるようお願いいたします。

1. 貨物の措置

3月11日付の経産省プレスリリースは、措置の内容を次のように紹介しています。

(1) 国際輸出管理レジームの対象品目 [*] のロシア及びベラルーシ向け輸出の禁止に関する措置 ※対象品目：工作機械、炭素繊維、高性能の半導体等
(2) ロシア及びベラルーシの特定団体 [*] への輸出に係る禁止措置 ※対象団体：ロシア国防省、ロシアの航空機メーカー等
(3) ロシア及びベラルーシの軍事能力等の強化に資すると考えられる汎用品 [*] の両国向け輸出の禁止措置 ※対象品目：半導体、コンピュータ、通信機器等の一般的な汎用品
(4) ロシア向け石油精製用の装置等の輸出等の禁止措置
(5) 「ドネツク人民共和国」（自称）及び「ルハンスク人民共和国」（自称）への輸出の禁止措置

輸出令の改正条文（次頁）には読みにくいところがあるので、対象品目の性質（懸念性）を縦軸、対象地域を横軸として図示してみました。

国際レジーム対象品 =別1リスト規制品 (別表第2-3の一号品)	相手を問わず 要承認 (一の五)	相手を問わず 要承認 (一の四)	相手を問わず 要承認 (一の三)
軍事能力強化に資する 汎用の非リスト規制品 (別表第2-3の二号品 但し細目フ除く)			
石油精製用装置 (別表第2-3の二号細目フ品)			告示指定者向け は要承認 (一の六)
その他（上記以外）		告示指定者向け は要承認 (一の七)	
	ウクライナ東部の告示指定地域 (自称「人民共和国」)	ロシア	ベラルーシ

関連する輸出令条文は次の通り

一の三 別表第二の三（第二号フを除く。）に掲げる貨物（別表第二の <u>二〇から二一の三まで、二五、三五から三五の四まで、四四及び四五の項の中欄</u> に掲げる貨物を除く。）のベラルーシを仕向地とする輸出
一の四 別表第二の三に掲げる貨物（別表第二の <u>二〇から二一の三まで、二五、三五から三五の四まで、四四及び四五の項の中欄</u> に掲げる貨物を除く。）のロシアを仕向地とする輸出
一の五 ウクライナ（ドネツク州及びルハンスク州の区域のうち、経済産業大臣が告示で定める区域に限る。第四条第二項第二号ホにおいて同じ。）を仕向地とする貨物（別表第二（ <u>三四の項</u> を除く。）中欄に掲げる貨物を除く。）の輸出
一の六 ベラルーシを仕向地とする貨物（別表第二（ <u>三四の項</u> を除く。）中欄及び別表第二の三（第二号フを除く。）に掲げる貨物を除く。）の輸出（経済産業大臣が告示で指定する者との直接又は間接の取引によるものに限る。）
一の七 ロシアを仕向地とする貨物（別表第二（ <u>三四の項</u> を除く。）中欄及び別表第二の三に掲げる貨物を除く。）の輸出（経済産業大臣が告示で指定する者との直接又は間接の取引によるものに限る。）

※ なお上記条文中、赤の下線の品目は輸出令 2 条 1 項一号で別途規制されているので、重複を避けるため、《一の三》・《一の四》の対象から「除く」としてあるものです。

※ 一方、青の下線の別表第 2 の 34 項は、《一の五》～《一の七》の規制対象に残す（対象から「除かない」という意味です。わかりにくいので補足説明します。

《一の五》～《一の七》は、「他で規制されていない貨物は全てが対象」という条項でそこで別表第 2 貨物や別表第 2-3 貨物のうち「既に他で規制されているもの」を対象から除いているわけです。

ここで青の下線の 34 項品のロシア・ベラルーシ・ウクライナ向けは輸出令第 2 条 1 項一号で規制されていません。34 項品以外の別表第 2 貨物であれば、ロシア・ベラルーシ・ウクライナ向けは輸出令第 2 条 1 項一号で「既に規制されて」います。よって「34 項品以外の別表第 2 貨物」は「《一の五》～《一の七》の規制対象から除く」ことになるのです。

ここまでの説明で、規制地域がロシア・ベラルーシ、及びウクライナ東部の 2 つの「人民共和国」であることはご理解いただけたかと思えます。

もしクリミア半島を規制対象に含めないと、ロシアへの制裁への穴になることは明らかです。しかし「含めてありますよ」とするなら、それは 2014 年の「ロシアへの併合」を認めることを意味します。

2. 技術の措置

役務取引については、2月26日の経産省プレスリリースで次のように言及されています。

(5) 国際輸出管理レジームの対象品目のロシア連邦向け輸出の禁止等に関する措置
国際輸出管理レジームの対象品目のロシア連邦向け輸出及び役務の提供について、審査手続きを一層厳格化するとともに、輸出の禁止等に関する措置を導入する。

これを受け、3月15日に《役務取引等告示》が改正され、ロシア・ベラルーシ向けの技術提供の禁止が具体化されました。

貨物同様、図でイメージを示します。

外為令リスト規制技術	言及されている 規定が見つからぬが これでよいのか？	相手を問わず 要許可 (二の四)	相手を問わず 要承許可 (二の二)
軍事能力に繋がる 汎用の非リスト規制技術 (告示別表第1の 一～二十六号技術)			
石油精製関連技術 (告示別表第1の 二十七号技術)			告示指定者向け は要許可 (二の三)
上記以外			告示指定者向け は要許可 (二の五)
	ウクライナ東部2州 の告示指定地域	ロシア	ベラルーシ

関連する告示条文は次の通り

外国為替令第18条第3項の経済産業大臣が指定する役務取引等は次のとおりとする。(中略)

二の二 ベラルーシ政府その他の関係機関、ベラルーシの法令に基づき設立された法人その他の団体、ベラルーシ以外の地域に主たる事務所を有する法人その他の団体のベラルーシ内の支店、出張所その他の事務所又はベラルーシ内に住所若しくは居所を有する自然人(本邦に滞在する者であって、出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第七条の二第一項に規定する在留資格認定証明書(以下「在留資格認定証明書」という。)が交付されているものを除く。)に対し行う次に掲げる取引(プログラム(外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号。以下「法」という。)第二十五条第一項又は第六項の規定による許可を受けて提供したものに限る。)の機能修正を行うためのプログラムを提供するものであって、本邦及び別表第二に掲げる地域の法令に基づき設立された法人その他の団体(以下「別表第二地域等設立法人等」という。)が単独又は共同で全額出資するベラルーシ内の法人その他の団体及び別表第二地域等設立法人等のベラルーシ内の支店、出張所その他の事務所に対し行うもの並びに次号に掲げるものを除く。)

イ 外国為替令(以下「令」という。)別表の一から一五までの項の中欄に掲げる技術を提供する取引(国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれのないものに限る。)

ロ 別表第一(第二十七号を除く。)に掲げる技術(令別表の一から一五までの項の中欄に掲げる技術を除く。)を提供する取引

<p>二の三 輸出等に係る禁止措置の対象となるベラルーシの団体として外務大臣が定める者(国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる輸出等に係る禁止措置の対象となるベラルーシ共和国の団体を指定する件(令和四年外務省告示第百四号)で定めるものをいう。)に対し行う技術を提供する取引</p>
<p>二の四 ロシア政府その他の関係機関、ロシアの法令に基づき設立された法人その他の団体、ロシア以外の地域に主たる事務所を有する法人その他の団体のロシア内の支店、出張所その他の事務所又はロシア内に住所若しくは居所を有する自然人(本邦に滞在する者であって、在留資格認定証明書が交付されているものを除く。)に対し行う次に掲げる取引(プログラム(法第二十五条第一項又は第六項の規定による許可を受けて提供したものに限る。)の機能修正を行うためのプログラムを提供するものであって、別表第二地域等設立法人等が単独又は共同で全額出資するロシア内の法人その他の団体及び別表第二地域等設立法人等のロシア内の支店、出張所その他の事務所に対し行うもの並びに次号に掲げるものを除く。)</p> <p>イ 令別表の一から一五までの項の中欄に掲げる技術を提供する取引(国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれのないものに限る。)</p> <p>ロ 別表第一に掲げる技術(令別表の一から一五までの項の中欄に掲げる技術を除く。)を提供する取引</p>
<p>二の五 輸出等に係る禁止措置の対象となるロシアの団体として外務大臣が定める者(国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる輸出等に係る禁止措置の対象となるロシア連邦の団体を指定する件(令和四年外務省告示第八十二号)で定めるものをいう。)に対し行う技術を提供する取引</p>

貨物同様、クリミア半島向けの扱いへの言及がありません。また、ウクライナ東部2州の「人民共和国」への言及もありません。

至急、法令の手直しが必要ではないかと思えます。